

Press Release

2019年 7 月 22日

日本公認会計士協会

第53回定期総会の決議事項について

本日（7月22日）の第53回日本公認会計士協会定期総会において承認された決議事項の概要をご報告いたします。

普通会費及び業務会費の見直しに係る会則の一部変更

中長期にわたる協会財政を見通した上で、持続可能な協会財政を構築するため、普通会費及び業務会費について、次のとおり変更を行うこととしました。

	変更後	現行
会 員	月額 6,000 円 (年額 72,000 円)	月額 5,000 円 (年額 60,000 円)
準会員	月額 1,500 円 (年額 18,000 円)	月額 1,250 円 (年額 15,000 円)

事務局長設置のための会則の一部変更

事務局機能を強化し、経済社会の構造変化や本会に対する社会的要請に機動的に対応していくため、事務局スタッフを統轄する、事務局長を設置することとしました。

自主規制の機能向上のための会則の一部変更

品質管理レビュー制度及び個別事案審査制度並びにこれら制度を含めた自主規制に係る組織体制について、変更を行うこととしました。

主な変更の内容は、品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の実効性及び透明性の向上を図るため見直しを行いました。また、個別事案の迅速化・効率化を図るため、現行の監査業務審査会及び規律調査会を一元化して新たに監査・規律審査会を設置することとし、あわせて、個別事案審査制度と品質管理レビュー制度で情報連携を可能とする規定を整備しました。

自主規制に係る組織体制関係については、現行の不服審査会及び上場会社監査事務所登録・措置不服審査会を一本化して適正手続等審査会を設置することとした他、自主規制モニター会議を設置し、現行の監査業務モニター会議及び品質管理審

議会は発展的に解消することとしました。

会則・規則の全般的見直しに係る会則の一部変更

会計監査の信頼性の維持・向上に向けて、社会の要請に適時・迅速に対応していくため、会務の機動性向上を図ることを目的として、会則及び規則を全般的に見直し、総会事項（総会の決議を要する事項をいいます。）を整理することとしました。

見直しに当たっては、本会の取組を「公認会計士に係る諸制度に関する事項」（個別事案審査制度、品質管理レビュー制度、CPE制度等）と「組織運営に関する事項」（役員選挙、会費等）の2つに大別し、それぞれに応じた考え方により整理を行うこととしました。

自主規制の機能向上及び会則・規則の全般的見直しに係る関係規則の制定、一部変更及び廃止

及び による会則の一部変更に伴い、関係する規則について、制定、一部変更及び廃止を行ったほか、全般的な見直しによる規程間の条文移動、条ずれ、字句の整理等を行いました。

倫理規則の一部変更

国際会計士連盟（以下「IFAC」といいます。）における国際会計士倫理基準審議会（以下「IESBA」といいます。）は、2016年3月に、「情報の作成及び提供」並びに「プレッシャー」に関してCode of Ethics for Professional Accountants（以下「IESBA倫理規程」といいます。）を改正し、同年7月には、「違法行為への対応」に関してIESBA倫理規程を改正しました。

IFACの加盟団体は原則として、IESBAの規定よりも緩やかな基準を適用してはならないとされており、本会はIFACに加盟しており、IESBA倫理規程の改正を踏まえ、本会の倫理規則について変更を行うものです。

主な変更の内容は、企業等所属の会員は、関連する報告の枠組みに従って情報を作成・提供しなければならず、誤った方向に導く意図をもって情報を作成・提供・省略してはならないことなどを明確化する規定の改正を行いました。

また、違法行為への対応に関する規定について、2018年の7月に会計事務所等所属の会員に対して先行して導入していましたが、今回の改正で、企業等所属の会員に対する違法行為への対応の規定を設けました。

以 上